

淡路広域消防事務組合人事行政の運営等の状況について

淡路広域消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 28 年条例第 236 号）に基づき、令和 4 年度における本組合の人事行政の運営状況の概要を報告します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（令和 4 年度）

区 分	採用者数
消防職	3 人

(2) 職員の退職状況（令和 4 年度）

区 分	定年退職	早期希望退職	普通退職	計
消防職	2 人	0 人	1 人	3 人

（注） 1 定年退職とは、定年に達した日以後の最初の 3 月 31 日に退職することです。

2 早期希望退職とは、以下の要件に該当する職員で、早期希望退職の募集に応じ、定年前に退職することの認定を受けて退職することです。（退職日となる年の 3 月 31 日において、20 年以上勤続し、かつ年齢が 45 歳以上である職員。）

3 普通退職とは、定年退職、早期希望退職以外の者で、自己都合により退職することです。（死亡退職を含む。）

(3) 職員数の状況

（各年 4 月 1 日現在）

区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
	令和 4 年	令和 3 年		
消 防	185 [204]	185 [204]	0	増減なし

（注） 1 []内の数字は、条例定数である。

2 構成 3 市からの派遣職員を除く。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数 (人)	6	16	24	30	23	19	17	27	12	4	7		185

（注） 構成 3 市からの派遣職員を除く。

(5) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	過去5年間 の増減数
職員数 (人)	181	182	184	187	185	185	4

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和4年4月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和3年度 の人件費率
令和4年度	130,286 人 (構成団体人口合算)	1,999,352 千円	32,800 千円	1,406,125 千円	70.3 %	68.6 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和4年度	185 人	640,526 千円	221,358 千円	242,892 千円	1,104,775 千円	5,972 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、再任用（短時間勤務）職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
淡路広域消防事務組合	35.5 歳	283,997 円	355,725 円
兵庫県	43.3 歳	324,900 円	422,219 円
国	42.7 歳	323,711 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

② 職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区 分		淡路広域消防事務組合
消防職	大 学 卒	188,700 円
	高 校 卒	154,900 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和４年４月１日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
消防職	大 学 卒	269,700 円	359,600 円	385,350 円	該当者なし
	高 校 卒	232,900 円	該当者なし	364,200 円	該当者なし

(4) 職員の級別職員数等の状況

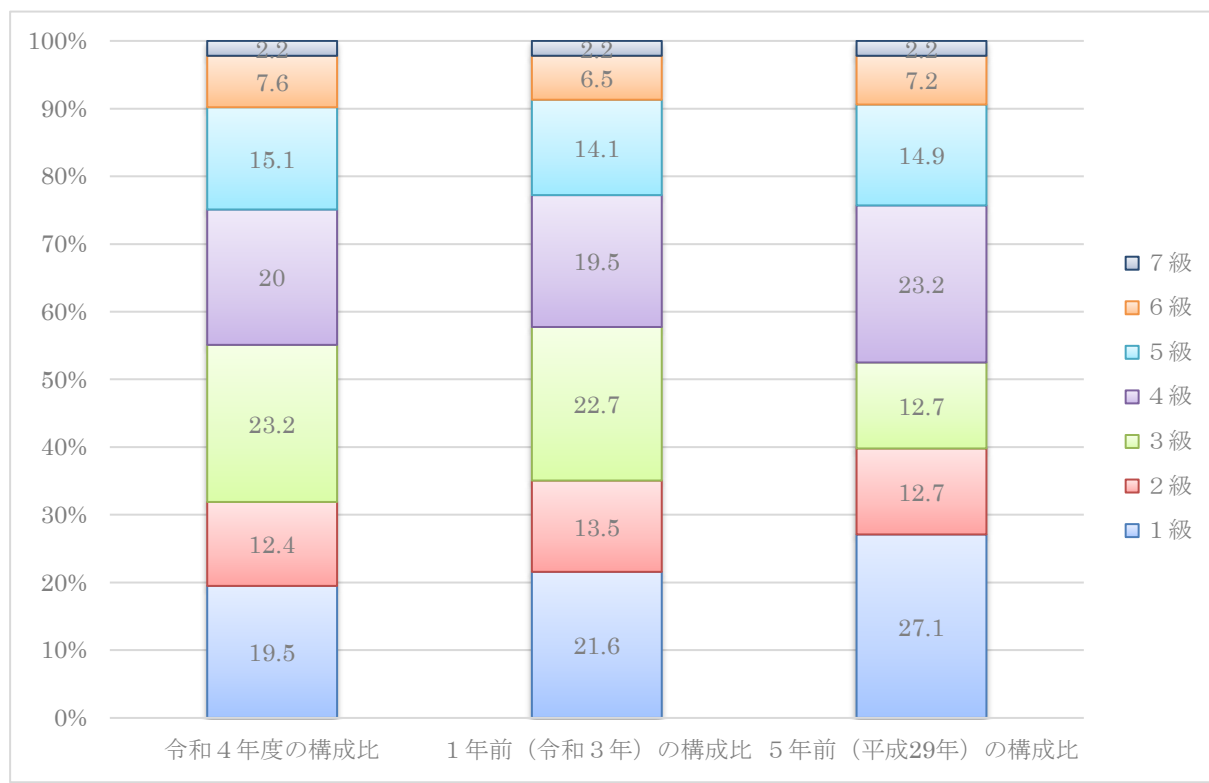
① 級別職員数及び給料表の状況（令和４年４月１日現在）

区分	職務の内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	消防士の職務	36 人	19.5 %	146,100 円	247,600 円
2 級	1 消防副士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務	23 人	12.4 %	195,500 円	304,200 円
3 級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防副士長の職務	43 人	23.2 %	231,500 円	350,000 円
4 級	1 消防司令補の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務	37 人	20.0 %	264,200 円	381,000 円
5 級	1 消防司令の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務	28 人	15.1 %	289,700 円	393,000 円
6 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令の職務	14 人	7.6 %	319,200 円	410,200 円
7 級	消防監又は消防司令長の職務	4 人	2.2 %	362,900 円	444,900 円

(注) 淡路広域消防事務組合一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

② 職員数構成比の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当 (令和 4 年度)

淡路広域消防事務組合	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額 1,299 千円	—	—
期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2～15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当（令和４年４月１日現在）

淡路広域消防事務組合				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分		勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分		勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分		勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分		最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 14,511千円							

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（令和４年度）

支給実績（令和４年度決算）			131 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			130,635 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全地域	0.0 %	0 人	0 %
三木市	3.0 %	1 人	3.0 %

④ 特殊勤務手当（令和４年度）

支給実績（令和４年度決算）			23,570 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			133,921 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）			94.1 %	
手当の種類（手当数）			５種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和４年度決算)	左記職員に対する 支給単価
出動手当	消防吏員	緊急時に出勤し、消防の業務に直接従事した職員	6,918 千円	水火災等出勤の場合 １回機関員510円、 その他の者380円 救急出勤の場合１ 回機関員380円、そ の他の者240円
通信手当	消防吏員	水火災並びに天災事変に際して通信業務に従事したとき	56 千円	１回 70円

当務手当	消防吏員	隔日勤務する者が勤務日に直接夜間特殊勤務に従事したとき	11,899 千円	1 当務 650円
救急救命業務 従事手当	消防吏員	救急救命士の資格を有する者が、救急救命業務に従事した場合	150 千円	1 回 510円
防疫等作業手当	消防吏員	新型コロナウイルス感染症患者等の救護に係る作業等に従事した場合	4,547 千円	1日 3,000円又は4,000円

⑤ 時間外勤務手当（令和４年度）

支給実績（令和４年度決算）	23,420 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	135 千円
支給実績（令和３年度決算）	16,509 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	94 千円

（注） 職員数には管理職手当を支給される職員を含めない。

⑥ その他の手当（令和４年度）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和４年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和４年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同じ	—	33,328 千円	264,504 円
住 居 手 当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円＋（家賃－27,000円）×1/2（28,000円限度）	同じ	—	14,823 千円	285,048 円

通 勤 手 当	通勤のため交通機関、交通用具（自動車等）を使用している職員に支給（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く） （55,000円限度）	異なる	国は片道2 k m未満無 支給。	21,645 千円	115,749 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 （40,000円～85,000円）	異なる	支給区分・ 金額が異なる	8,670 千円	619,286 円
管理職 特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等の勤務1回に当たり12,000円を超えない額	同じ	—	145 千円	13,159 円
	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の勤務1回に当たり6,000円を超えない額	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間 当たりの給 与額の算出 方法が異なる	16,341 千円	98,440 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給			55,001 千円	345,921 円
単身赴任手当	異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給される ・30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額 （70,000円限度）	同じ	—	—	—

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間（令和４年４月１日現在）

	毎日勤務	交替勤務
始業・就業時間	８：３０～１７：１５	９：００～翌日の ９：００
休憩時間	１２：００～１３：００	１２：００～１３：００、１７：４５～１８：３０ ２１：３０～２１：４５、翌 ７：００～ ７：３０
仮眠時間	—	２４ 時～翌朝 ６ 時まで
１日の勤務時間	７ 時間 ４５ 分	１５ 時間 ３０ 分（１ 当務）
１週間の勤務時間	３８ 時間 ４５ 分	３１０ 時間（８ 週間）

（注） 毎日勤務者であつて、その勤務形態が交替勤務者の形態と一体と成すものと消防長が特に認めるものについては、９時００分から１７時４５分とする。

(2) 主な休暇等の導入状況（令和４年４月１日現在）

休暇の種類	内容、付与要件等	期間等
年次休暇	職員の請求する時期に付与される	１暦年につき ２０ 日以内 最大（繰越日を含め） １暦年につき ４０ 日以内
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	・公務災害又は通勤災害の場合（必要と認められる期間） ・結核性疾患の場合（２年の範囲内） ・上記以外の場合（９０日の範囲内で必要と認められる期間）
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合	
公民権行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署への出頭	職員が裁判員等として官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のため骨髄等を提供する場合で、当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	５日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	５日以内
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	５日以内（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合は １０ 日以内）

産前休暇	出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産予定日 8 週間前の日から出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
保育時間	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間
妻の出産	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2 日以内
育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間前の日から当該出産の日後 9 週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5 日以内
生理休暇	生理のため勤務が著しく困難である場合	職員が請求した期間
妊婦の通院 休暇	妊産婦である職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間につき 1 回、満 36 週から出産までは 1 週間につき 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回 それぞれ必要と認められる時間
母性保護 休暇	妊娠中又は出産後の職員が医師等から健康保持について指導を受けた場合	必要と認められる期間
妊婦の時間 短縮休暇	妊娠中の職員が交通の混雑が健康の保持に影響があると認められる場合	必要と認められる期間（1 日 1 時間を越えない範囲内）
短期の介護	職員が、家族の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5 日以内
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当と認められるとき	親族の区分により 1 日から 10 日までの期間
父母の追悼 （法要）	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後 15 年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日以内
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5 日以内
現住居の滅 失等	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7 日以内
災害・交通 機関の事故 等	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
退勤途上の 危険回避	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇	職員が要介護者（配偶者、父母、子等）の介護をするため、必要とする場合に認められる無給の休暇	3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月以内で指定する期間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、連続する 3 年の期間内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和4年度）

分限処分とは、勤務実績が良くない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分（降任、免職及び休職）のことです。

区 分	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合				0
心身の故障の場合				0
職に必要な適格性を欠く場合				0
廃職又は過員を生じた場合				0
刑事事件に関し起訴された場合				0

(2) 懲戒処分者数（令和4年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を図ることを目的として行う職員の不利益処分（免職、停職、減給及び戒告）のことです。

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反等関係					0
公務外非行関係					0
公金官物取扱関係					0
道路交通法違反関係					0
監督責任関係					0

5 職員の服務の状況

(1) 服務規律遵守に関する取り組み（令和4年度）

- ・新型コロナウイルス感染症対策
- ・選挙における職員の服務規律の確保
- ・綱紀粛正及び服務規律の確保

6 職員の研修の状況

消防学校等への入校状況（令和4年度）

学 校 名	研 修 科 目	期 間	人 員
-------	---------	-----	-----

兵庫県消防学校	初任教育	6 か月間	2 名
	専科教育 警防科	1 0 日間	1 名
	特殊災害科	1 0 日間	1 名
	危険物科	5 日間	1 名
	火災調査科	1 0 日間	2 名
	救急科	3 8 日間	3 名
	救助科	2 2 日間	1 名
	幹部教育 中級幹部科	7 日間	1 名
	救急救命士養成課程	7 か月間	2 名
	指導救命士養成研修	1 2 日間	1 名
	研修 山岳救助器具取扱技術研修	3 日間	1 名
消防大学校	専科教育 予防科	5 2 日間	1 名

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（令和4年度）

負担金	219,612 千円
1人当たり負担額	1,174,398 円

(2) 職員互助会負担金（令和4年度）

負担金	1,266 千円
1人当たり負担額	6,845 円

(3) 退職手当組合負担金（令和4年度）

負担金	99,233 千円
1人当たり負担額	536,397 円

(4) 職員健康診断等の実施状況（令和4年度）

区 分	受診者数
定期健康診断	184 人
人間ドック	63 人
特定業務(深夜業務)従事者健康診断	107 人
脳ドック	19 人

(5) 公務災害等の発生状況（令和4年度）

申請		認定	不認定	継続審議
公務災害	1 件	1 件	件	件
通勤災害	件	件	件	件